

学校法人昭和薬科大学寄附行為（抜粋）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、学校法人昭和薬科大学と称する。

（事 務 所）

第2条 この法人は、事務所を東京都町田市東玉川学園3丁目3165番地に置く。

第2章 目 的

（目 的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、教育及び学術の研究に寄与することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 昭和薬科大学 大学院 薬学研究科
薬学部 薬学科
- (2) 昭和薬科大学附属高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 昭和薬科大学附属中学校

一 省略 一

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第22条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、25名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、評議員のうちから評議員会において互選し、任期は1年とする。
- 8 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を行う。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 10 前項の場合において、委任事項を明示した委任状をもって他の評議員に委任した場合にはこれをもって出席とみなす。

- 11 評議員会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いては出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることはできない。

－ 省略 －

(評議員の選任)

第 27 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長及び附属高等学校長
 - (2) この法人の大学教育職員で互選した者のうちから理事会において選任した者 7 人
 - (3) この法人の職員で事務局長並びに大学事務長の 2 人。ただし、事務局長が在籍しない場合においては、法人事務長並びに大学事務長の 2 人。
 - (4) この法人の設置する学校並びにこの法人の前身者が設置した日本女子薬学校、昭和女子薬学校、昭和女子薬学専門学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから理事会において選任した者 7 人
 - (5) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 7 人
- 2 前項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号に規定する評議員は、学長、附属高等学校長の職又は職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任 期)

第 28 条 評議員の任期は 3 年とする。ただし、補欠によって選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

－ 省略 －

附 則

この改正寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 22 年 10 月 5 日）から施行する。

ただし、第 4 章第 22 条第 2 項の規定及び第 27 条第 1 項第 4 号の規定は、平成 23 年 5 月に実施する評議員の選任から適用する。また、この改正寄附行為施行の際、現にこの改正寄附行為前の寄附行為の規定により選任された理事及び評議員の任期は、第 3 章第 15 条第 1 項及び第 4 章第 28 条第 1 項の本文の規定にかかわらず、平成 23 年 5 月に実施する評議員の選任までとする。

学校法人昭和薬科大学寄附行為施行細則（抜粋）

第1章 総 則

（総 則）

第1条 学校法人昭和薬科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）の施行に関し必要な事項はこの細則の定めるところによる。

第2章 評議員候補者の選出及び公募、並びに評議員の選任

第1節 大学教育職員評議員候補者の選出及び大学教育職員評議員の選任

－ 省略 －

第2節 卒業生評議員候補者の公募及び卒業生評議員の選任

（候補者の公募）

第10条 卒業生評議員を選任する必要が生じた場合、理事長はその選任を要する日の60日以前に、その選任を要する人数を明示して卒業生評議員候補者を公募する。

（公募の方法）

第11条 前条に規定する公募の方法及び公募の内容は、本学が発信する広報及びホームページに掲載する。

（立候補者）

第12条 立候補者は、本学所定の申込書に必要事項を記入し、その他申込書に記載された必要書類を添え、推薦文に10名以上の推薦人を付けて本学宛郵送で申し込みを行う。

2 立候補の申し込みは、選任を要する日の30日以前とし、それ以降の申し込みは無効とする。

3 立候補に際し、申し込みの不備があった場合、立候補者はその資格を失う。

4 立候補者は、他の立候補者の推薦人となることは出来ない。

（推 薦 人）

第13条 推薦人は、寄附行為第27条第1項第4号に記載する学校を卒業した者とする。

2 推薦人は、立候補者となることは出来ない。

3 推薦人は、複数の立候補者の推薦人となることは出来ない。

4 本学の職員は、推薦人となることは出来ない。

（選任の方法）

第14条 理事会は、寄附行為第27条第1項第4号及びこの節の定めるところにより、立候補した卒業生評議員候補者の中から卒業生評議員として選任する。ただし、立候補者が定員を下回った場合、若しくは理事会において選任の承認が得られず定員を下回った場合は、寄附行為第27条第1項第4号に記載する学校を卒業し年齢25年以上の者のうちから理事会において選任する。

2 前項の選任後、直ちに選任された者に就任の承諾を得るものとする。

－ 省略 －

附 則

この細則は、令和元年6月21日から施行する。